

継続

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁関係各部長殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
庁内関係各課長

警察庁丁刑企発第62号
平成31年3月25日
警察庁刑事局刑事企画課長

特別司法警察職員から依頼された指名手配の取扱いについて(通達)

特別司法警察職員から警察に対して指名手配の依頼があった場合における警察の取扱いについては、従来必ずしも一貫していない実情であるが、このたび「警察と自衛隊との犯罪捜査に関する協定」が結ばれたことにもない、警務官から依頼された指名手配の取扱いについて検討を加える必要が生じたのを機会に、今後、特別司法警察職員の依頼にかかる指名手配の取扱いについては、当分の間、次に掲げる事項を厳格に励行することを条件として、犯罪捜査共助規則に準じて行なうこととしたので、その運用に遺憾のないようにされたい。

- 1 依頼を受けるにあたっては、事件の内容とくに逮捕の理由および必要性について慎重に検討し、確信をもてるものについてのみ応ずるよう留意するとともに、手配の範囲等の適正を期すること。
- 2 指名手配の依頼は、原則として警視庁または道府県警察本部の主管課長とこれに対応する機関の長との間において行なうこと。
- 3 依頼にかかる指名手配を行なうにあたっては、令状の更新、手配の解除等について、依頼をした捜査機関との間に緊密な連絡を確保する措置を講ずるとともに、手配先の都道府県警察に対しては、自らその手続きについての責めに任ずること。
- 4 手配にかかる被疑者を逮捕した場合の護送旅費については、依頼した捜査機関の負担とするものとし、負担しない向きについては依頼に応ずる必要がないこと。

【継続措置状況】

初回発出日：昭和36年8月1日

(有効期間：平成31年3月31日)

他の捜査機関から依頼された指名手配の取扱いについて

1 犯罪捜査共助規則上の問題点

他の捜査機関から依頼された指名手配の範囲がその都道府県のみにとどまるときは、その都道府県警察の判断によって適宜犯罪捜査規範にもとづく指名手配等を実施することは何らさしつかえないが、その範囲が数府県または全国にわたるときは、犯罪捜査共助規則の規制を受けることになる。同規則第1条は「都道府県警察の行なう捜査」についてこの規則を適用する趣旨を規定している。したがって、問題は他の捜査機関の依頼にかかる指名手配を警察で実施することが「都道府県警察の行なう捜査」にあたるかという点に集約される。依頼した捜査機関を都道府県警察なみの1個の単位として取り扱う形態の指名手配がこれにあたらないことは明白であるから、特定の都道府県警察を通じて行なう形態の指名手配について検討する。他の捜査機関が警察に指名手配を依頼するといっても、指名手配は純粹に警察内部の制度であるから、直接には警察に逮捕を依頼することにならねばならない。逮捕は具体的には被疑者の所在を探索してその身柄を拘束する手続きであり、もとより捜査に含まれる。したがって、他の捜査機関が特定の都道府県警察に被疑者の逮捕を依頼し（指名手配の措置はこれを希望することにとどめ）、その依頼にもとづく逮捕を当該都道府県警察自身の捜査として取り扱う場合においては、その都道府県警察の行なう捜査にあたるものと解する。もとより、その解釈に立って指名手配を行なう場合には、当該都道府県警察自身の指名手配として、その名義と責任において行なわなければならない。「都道府県警察の行なう捜査」を、都道府県警察がその犯罪の捜査主体となつて行なう場合のみに限ると解することは、狭きに失すると考へる。

2 実施上の問題点

- (1) 誤逮捕の場合に責任が生ずるおそれがある。
- (2) 指名手配にともなう手続きが励行されないおそれがある。
- (3) 護送旅費の負担について紛議を生ずるおそれがある。
- (4) 事務量増大のおそれがある。

3 結論

これを要するに、他の捜査機関から指名手配の依頼があつた場合に、警察においてこれを受け入れて実施することは、犯罪捜査共助規則上、他の捜査機関の捜査依頼による当該都道府県警察自身の捜査として取り扱うかぎりにおいては実施可能であり、さらに実施上懸念される諸種の問題点についても、その運用いかんによっては必ずしも解決できない問題はない。よつて、次の事項を厳格に励行することを条件として、他の捜査機関の依頼にかかる指名手配を、警察において実施する方針としたい。

なお、これを実施するにあつては、警察内部における指名手配と同様の取扱いとなる。したがつて、犯罪捜査共助規則の規定にしたがい、また、手口資料取扱規則、同細則等の規定も適用することとなり、従来原則として刑事日報に登載しない方針がとられていたのも改められることとなる。

- (1) 指名手配の依頼は、実際には当該被疑者の逮捕の依頼として受理し、指名手配は、当該都道府県警察自身の捜査にもとづくものとして、その判断と責任において実施す

ること。

- (2) 依頼の接渉は、警察本部の捜査を主管する課の長とこれに対応する機関の長との間において行なうことを原則とすること。
- (3) 依頼にかかる被疑者の事件の内容とくに逮捕の理由および必要性について慎重に検討し、確認をもてるものだけを引き受け、いささかでも疑問があるものについては依頼に応じないこと。
- (4) 令状の更新、手配の解除等指名手配にともなう手続きについて、依頼した捜査機関との間に緊密な連絡を確保する措置を講じ、かつ、手配先の都道府県警察に対してはその手続について自ら責任をもつこと。
- (5) 指名手配を行なう場合の手配者は、依頼を受けた警察本部の捜査を主管する課の長とし、引致すべき場所は、依頼をした捜査機関の所属官公署とすること。なお、他の都道府県警察で逮捕された被疑者の引致には、つとめて手配元である都道府県警察の警察官（なるべく幹部）が立会うこと。
- (6) 護送旅費は依頼をした捜査機関の負担とするよう取り決め、負担を拒むものについては依頼に応じないこと。また、逮捕した都道府県警察に対しては、最終的には自ら負担の責めに任ずること。